

第 7 回

熊本県議会

教育警察常任委員会会議記録

平成26年12月15日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 7 回 熊本県議会 教育警察常任委員会会議記録

平成26年12月15日(月曜日)

午前10時0分開議

午前11時15分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成26年度熊本県一般会計補正予算(第6号)

議案第7号 平成26年度熊本県一般会計補正予算(第7号)

議案第26号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第42号 専決処分の報告及び承認について

報告第5号 専決処分の報告について

出席委員(7人)

- 委員長 増 永 慎一郎
- 副委員長 甲 斐 正 法
- 委員 小 杉 直
- 委員 平 野 みどり
- 委員 氷 室 雄一郎
- 委員 松 田 三 郎
- 委員 溝 口 幸 治

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

- 教育長 田 崎 龍 一
- 教育理事 豊 田 祐 一
- 教育総務局長 吉 田 勝 也
- 教育指導局長 上 川 幸 俊
- 首席審議員兼教育政策課長 能 登 哲 也
- 学校人事課長 山 本 國 雄

社会教育課長 福 澤 光 祐

文化課長 手 島 伸 介

施設課長 清 原 一 彦

高校教育課長 越 猪 浩 樹

政策監兼高校整備推進室長 田 村 真 一

義務教育課長 浦 川 健一郎

特別支援教育課長 栗 原 和 弘

人権同和教育課長 池 田 一 也

体育保健課長 平 田 浩 一

警察本部

本部長 田 中 勝 也

警務部長 黒 川 浩 一

生活安全部長 佐 藤 正 泉

刑事部長 池 部 正 剛

交通部長 木 庭 強

警備部長 潮 崎 樹 典

首席監察官 吉 長 立 志

参事官兼警務課長 林 修 一

参事官兼会計課長 甲 斐 利 美

理事官兼総務課長 田 中 哲 浩

参事官兼生活安全企画課長 北 野 陽 祐

参事官兼刑事企画課長 奥 田 隆 久

参事官兼交通企画課長 高 山 広 行

交通規制課長 木 庭 俊 昭

参事官兼警備第一課長 宮 崎 正 道

事務局職員出席者

議事課主幹 左 座 守

政務調査課主幹 法 川 伸 二

午前10時0分開議

○増永慎一郎委員長 おはようございます。ただいまから、第7回教育警察常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に2名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることとしま

した。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。警察本部、教育委員会の順に説明を求め、質疑については最後にまとめて受けたいと思います。

なお、執行部が説明をされる際は、効率よく進めるため、最初に一度立っていただいた後、説明は着座のまま、簡潔にお願いします。

それでは、警察本部から説明をお願いします。

田中警察本部長。

○田中警察本部長 おはようございます。

まず、提出議案の説明に先立ちまして、一言おわびを申し上げます。

先月23日、本県警察官が酒気帯び運転で検挙されましたことにつきまして、委員の皆様初め県民の皆様に対し、深くおわびを申し上げます。

警察職員による飲酒運転は絶対にあってはならないことでありまして、県警察といたしましては、県民の期待と信頼を損ねることがないように、改めて職員一人一人に対し、警察職員としての自覚と責任を再確認させるなど、さらなる職務倫理の徹底を図り、再発の防止に努めてまいる所存であります。

それでは、今回県警察から提出しております3件の議案等につきまして概要を御説明いたします。

議案第1号及び第7号は、平成26年度熊本県一般会計補正予算についてであります。これは、運転適性相談における認知症等早期対応推進事業に要する経費及び県人事委員会の勧告に基づく職員の給与改定に伴う経費としての増額補正と、交通信号機等保守委託など18事業についての債務負担行為の設定をお願いするものであります。

報告第5号は、専決した8件の交通事故の

和解に関する報告であります。

議案の詳細につきましては、担当者から説明させますので、御審議のほどよろしく御願いたします。

○甲斐会計課長 おはようございます。会計課長の甲斐です。よろしくお願いします。

予算関係議案につきまして、お手元の警察本部の説明資料に基づいて御説明いたします。

まず、説明資料の1ページをお願いします。

第1号議案平成26年度熊本県一般会計補正予算(第6号)についてでございます。

運転免許費で191万9,000円の増額をお願いしております。

これは、説明欄のとおり、運転適性相談における認知症等早期対応推進事業でありまして、運転免許センターに保健師等の専門的知識を有する非常勤職員を配置し、認知機能の低下が疑える者に対して専門相談を実施し、医療機関への受診勧奨等を行うことで、認知症等の早期発見、対応を促進するとともに、高齢者等の交通事故防止を推進するものです。

内訳としまして、適性相談員2人分の雇用経費、チラシ等による広報啓発費、適性相談員用白衣、執務用机、椅子の購入費をお願いしております。

以上、第1号議案による補正後の平成26年度警察費歳出予算額は、365億7,966万8,000円となります。

次に、2ページをお願いします。

第1号議案(第3表 債務負担行為補正)についてでございます。

年度当初からの契約事務を円滑に行うために、いわゆるゼロ県債として警察関係業務、総額6億3,022万2,000円の限度額の設定をお願いしております。

次に、3ページをお願いします。

第7号議案平成26年度熊本県一般会計補正予算(第7号)についてでございます。

警察本部費で3億8,723万1,000円の増額をお願いしております。これは、説明欄のとおり、職員給与費と退職手当でありまして、人事委員会勧告に基づく給与改定に伴う所要額を計上しております。

以上、第7号議案による補正後の平成26年度警察費歳出予算額は、369億6,498万円となります。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○吉長首席監察官 報告第5号議案について御説明申し上げます。

資料は4ページから7ページになります。

これは、県警察の公用車事故に係る専決処分をさせていただきました8件の損害賠償事案の和解及び損害賠償額の決定に関し、御報告させていただくものであります。

それぞれの事故の概要は、6ページ以降に記載させていただいておりますが、8件全て物損事故で、番号1は、緊急走行中における右方の相手車両に対する安全不確認、番号2は、左折時の安全不確認、番号3と5は、ともに緊急走行中における左方の相手車両に対する安全不確認、番号4は、前方不注視、番号6、7、8は、動静不注視にそれぞれ起因するものであります。

この8件中警察側の過失が大きい事故は4件で、全て自動車保険で対応しております。

なお、さきの議会でも御報告申し上げましたように、本年に入り、増加傾向にありました公用車交通事故が、公用車交通事故防止行動強化期間として取り組んだところ、本年7月、8月以降は、毎月対前年比での減少を維持しているところであります。この傾向の定着化にとどまらず、さらなる減少を目指し、今後も実効ある指導、教養等に努めてまいります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○増永慎一郎委員長 それでは、続いて、教育長から総括説明を行い、続いて担当から順次説明をお願いします。

初めに、田崎教育長。

○田崎教育長 おはようございます。

委員の皆様には、教育行政の推進におきまして大変お世話になっております。

それでは、今議会に提案しております教育委員会関係議案の概要につきまして御説明いたします。座って説明させていただきます。

まず、議案第1号平成26年度熊本県一般会計補正予算(第6号)につきましては、繰越明許費として、高等学校費及び特別支援学校費に係る県立高等学校及び特別支援学校の施設整備について、年度内の執行が困難であるため、16億6,300万円の繰越額を設定するものでございます。

次に、債務負担行為の設定でございますが、教職員住宅用地賃借に係る用地の借り受け、また、ほほえみスクールライフ支援事業に係る特別支援学校への看護師派遣について、それぞれ平成27年度当初から業務を開始する必要があるため、3,698万円の債務負担行為を設定するものでございます。

次に、議案第7号平成26年度熊本県一般会計補正予算(第7号)については、本年10月の人事委員会勧告を踏まえた給与改定に伴い、職員給与及び退職手当について、18億4,613万円の増額補正を計上しております。これによりまして、教育委員会の予算総額は、1,595億1,446万8,000円となります。

次に、条例等議案ですが、議案第26号は、教育委員長と教育長を一本化した新教育長を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が本年6月に公布され、平成27年4月から

施行されることに伴い、関係条例の規定を整備する条例を制定するものでございます。

次に、議案第42号は、専決処分の報告及び承認に関するもので、熊本県育英資金貸付金の支払い請求に係る訴えの提起に係るものでございます。

以上が今議会に提案申し上げております議案等の概要でございます。

詳細につきましては、この後、担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○山本学校人事課長 学校人事課でございます。着座にて御説明申し上げます。

お手元の説明資料、平成26年度12月補正予算等、教育委員会の1ページ、補正予算総括表をごらんください。

今回の補正につきましては、全て職員給与改定分でございます。補正額は、合計で18億4,613万円を計上いたしております。

2ページをお願い申し上げます。

今回の補正につきましては、本年10月の人事委員会勧告を踏まえました給与改定に伴うものでございますので、その概要につきまして御説明させていただきます。

今回の給与改定につきましては、県内の民間給与水準との較差を踏まえた人事委員会勧告に基づき、給料表水準を平均0.55%引き上げるとともに、期末・勤勉手当の支給月数を0.15月引き上げるなどの改定を行うものでございます。これらの改定に伴いまして、職員給与費及び退職手当の増額補正をお願いするものでございます。

なお、教育委員会の退職手当につきましては、学校人事課で一括計上しておりますが、今回、退職手当算定の基礎となります給料月額改定に伴いまして、所要額が増額となるものでございます。

それでは、御説明を申し上げます。

2ページの1段目の事務局費でございます

が、教育委員会事務局職員の給与費及び退職手当としまして1,939万5,000円、2段目の教職員人事費は、教職員の退職手当としまして6,307万9,000円、3段目の教職員費は、小学校教職員の給与費としまして7億8,194万円を、4段目の教職員費は、中学校教職員の給与費として4億6,247万5,000円、最下段の高等学校総務費は、高等学校教職員の給与費としまして3億7,489万6,000円、次のページになりますが、3ページの特別支援学校費は、特別支援学校教職員の給与費としまして1億3,270万4,000円をそれぞれ増額するものでございます。

以上で総額18億3,448万9,000円の増額補正を計上いたしております。

なお、社会教育課、文化課及び体育保健課につきましても、それぞれの課の職員給与費につきまして、同様の理由による増額補正を計上いたしておりますので、各課からの説明は省略させていただきます。

以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○清原施設課長 施設課でございます。座って御説明させていただきます。

説明資料の5ページ上段をお願いいたします。

繰越明許費の設定についてでございます。

工事の進捗状況や過去の繰り越し状況を勘案しまして、高等学校費につきましては、熊本商業高校体育館アリーナ天井改修工事など県立高等学校施設整備の事業について10億4,200万円余、また、特別支援学校費につきましては、菊池支援学校小学部棟屋根防水改修工事など県立特別支援学校施設整備の事業について3億4,700万円の設定をお願いしております。

以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○越猪高校教育課長 高校教育課でございます。着座にて失礼します。

資料の5ページをお願いいたします。

繰越明許費は、高等学校費の2億7,395万9,000円でございます。

これは、水俣高校及び平成27年4月に開校する岱志高校、天草拓心高校、牛深高校の計4校の施設設備にかかわるものでございます。

いずれの工事も平成27年3月末の竣工を予定しておりますが、天候不良等の突発的な事項の発生によっては年度内に竣工できないことが予想されます。そのため、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○能登教育政策課長 教育政策課でございます。

説明資料の6ページをお願いいたします。

教職員住宅用地賃借につきましては、平成27年度当初から南関高校教職員住宅など5カ所の住宅用地を借り受ける必要がございますが、契約までに準備期間を要するため、12月補正で、96万4,000円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○栗原特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。着座にて説明させていただきます。

説明資料の6ページをお願いします。

ほほえみスクールライフ支援事業の医療的ケア業務委託について、平成27年度当初から業務を開始する必要がありますが、契約までの準備期間に3カ月程度を要するため、12月補正で、3,601万6,000円の債務負担行為を設定するものでございます。

以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○能登教育政策課長 続きまして、説明資料の7ページをお願いいたします。

第26号議案といたしまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴います関係条例の整理に関する条例の制定につきまして提案させていただいております。

今回の条例改正の趣旨でございますが、教育委員長と教育長を一本化した新教育長を置くことなどを内容といたします地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が本年6月に公布され、平成27年4月から施行されることに伴いまして、関係条例の規定を整理するものでございます。

改正する条例でございますが、2の(1)に記載しております熊本県議会委員会条例、熊本県報酬及び費用弁償条例、熊本県教育委員会委員定数条例の3つの条例でございます。

(2)の改正内容でございますが、まず、①の熊本県議会委員会条例につきましては、県議会委員会への執行機関の出席に関する規定につきまして、教育委員長の職が廃止されることに伴い、教育委員会の委員長を教育委員会の教育長に改正するものでございます。

次に、②の熊本県報酬及び費用弁償条例につきましても、教育委員長の職が廃止されることに伴う改正でございます。廃止されることとなる委員長の報酬及び費用弁償に係る規定を削除するものでございます。

次に、③の熊本県教育委員会委員定数条例につきましては、現行の教育長が教育委員会の委員の一人であるのに対しまして、新教育長は、教育委員会の構成員ではございますが、委員ではなくなることに伴う改正でございます。現行の規定では、教育委員会の委員の定数は6人とすとなっておりますが、これを、教育委員会は、教育長及び5人の委員

をもって組織すると改めるものでございます。また、これに伴いまして、条例の名称を熊本県教育委員会組織条例とするものでございます。

(3)の条例の施行日は、冒頭申し上げましたとおり、平成27年4月1日としております。

ただし、法律の規定に基づき、現在の教育長が委員として在職する間は、改正前の規定を適用する経過規定を設けてございます。

以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○越猪高校教育課長 高校教育課でございます。

資料の11ページをお願いいたします。

第42号議案は、熊本県育英資金の返還金に関して行った知事の専決処分に関するものでございます。

これは、1人の債務者に対する訴えの提起に係る専決処分につきまして、本議会において報告し、承認をお願いするものでございます。

当課では、育英資金返還金の未収金対策の一つとしまして、平成22年度から、長期滞納者に対する法的措置として、支払い督促の申し立てを行っているところでございます。支払い督促は、県が裁判所に申し立てて、裁判所から、債務者に対し、奨学金の一括返還を命じてもらうものであり、最終的には、債務者の財産に強制執行することも可能となるものでございます。

10ページの2の専決処分の理由の前段にありますように、県が行った支払い督促に対し、1人の債務者から異議の申し立てがなされました。異議の申し立てがなされました債務者については、後段にありますように、民事訴訟法の規定により、支払い督促の申し立てのときにさかのぼって訴えの提起があった

ものとみなされ、訴訟に移行いたします。

県が訴えの提起を行うには、本来、地方自治法の規定により、県議会の承認をいただく必要がございますが、このように法の規定によりまして債務者からの異議申し立てと同時に訴訟へ移行する案件につきましては、議会で御審議いただく時間がないことから、今回の事案につきまして、知事の専決処分といたしました。このため、これを本議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○増永慎一郎委員長 以上で付託議案等に関する警察本部、教育委員会の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

○松田三郎委員 どっちでもいいですか。

○増永慎一郎委員長 どっちでもいいです。

○松田三郎委員 教育委員会の資料、6ページ、特別支援教育課の栗原課長にちょっとお尋ねしますけれども、冒頭の教育長の御説明にも、そして課長の御説明にも、年度当初から業務を開始する必要があるから債務負担の設定ということです。かねてより我が自民党を中心として非常に要望していた事業でございまして、大変喜ばれている事業ではないかと思っております。

そこで、2点、ちょっと確認で質問ですが、7校への派遣、ということは7名なんでしょうけれども、この人件費の合計がこの額に相当するののかというのが1点と、もう1点、たしか今年度も7校ぐらいじゃなかったかなと思いますけれども、この数というのは、予算の関係上、ほかの幾つか要望あるけれども、7校に派遣しているのか、もしくは

派遣の必要があるという方が大体7名ぐらいなのかという2点をちょっとお尋ねしたいと思います。

○栗原特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

まず、1点目の看護師の派遣の校数が7校と資料にございますが、これは、27年度が、予定では、看護師は各校に複数——医療的ケアが必要なお子さんがたくさんいらっしゃる学校もありますので、一応現在のところ看護師を延べ19人予定をしております。

それから、子供たちが、これは26年度の数で申しわけございませんが、8校に56人、医療的ケアが必要な子供たちが学んでおります。それで、その学校は、県内のそれぞれの地域の学校に、先ほど申したとおり、56人程度の子供たちが在籍をしておりますので、全ての学校というわけではございません。

以上でございます。

○松田三郎委員 いいです。

○増永慎一郎委員長 よろしいですか。

○松田三郎委員 はい。

○増永慎一郎委員長 ほかにございませんか。

○平野みどり委員 今のにちょっと関連で、そもそもですけれども、特別支援学校は、今全部で何校でしたですかね。

○栗原特別支援教育課長 県内の県立の特別支援学校は、全部で17校でございます。

○平野みどり委員 もちろん、盲学校とか聾学校とか、そういうところには医療的ケアの子供はいないわけですかね。あと、ひのくに

とかも必要ないですね。知的の学校でも医療的ケアが要らない学校もあるということですかね。

○栗原特別支援教育課長 はい。

それじゃあ、説明が不十分でしたので、再度御説明をさせていただきます。

医療的ケアのこの事業を行っている学校は、主に肢体不自由のあるお子さんですとか、重度重複障害のお子さんがいらっしゃる学校でございます。具体的には、12月に開校いたしました熊本かがやきの森支援学校、それから肢体不自由のお子さんが通っております松橋支援学校、芦北支援学校、それから苓北支援学校、そして病弱のお子さんがいらっしゃる黒石原支援学校。知的障害の特別支援学校ということで、球磨支援学校、それから天草支援学校、苓北支援学校にも地域の重度重複のお子さんが重複学級で学んでいらっしゃる関係もございまして、そちらのほうにこの事業を行って看護師を配置しております。

○平野みどり委員 よくわかりました。地域によっては、知的という支援学校にも重複の子供さんが行っていらっしゃるのということですね。

それで、かがやきの森ができましたけれども、熊本支援学校からかがやきの森に移られて、だけれども、かがやきの森に行かずに、そのままやっぱり熊本支援学校のほうがいいと、地理的な問題も含めてですけれども、いう子供さんもいらっしゃるんですかね。医療的ケアが要る子供たち。

○栗原特別支援教育課長 熊本支援学校には、医療的ケアが必要な生徒さんは現在おりません。全てかがやきの森支援学校で学んでおります。

○平野みどり委員 わかりました。ちょっとそこを確認したかったんです。

○増永慎一郎委員長 よろしいですか。

○平野みどり委員 はい。

○増永慎一郎委員長 ほかにございませんか。

○氷室雄一郎委員 施設課のほうでございませうけれども、この繰越明許費の中で、これは幾つかの学校を含めてこのくらいの額なんですかね。

○清原施設課長 この金額につきましては、過去の繰越し率をもとに算出、設定をさせていただいております。

○氷室雄一郎委員 この現状だけじゃないわけでしょう。幾つかあるわけでしょう。

○清原施設課長 今现阶段で繰越しが予想される工事が27件ぐらいございますが、それ以外に、今後のその進捗状況によっては繰越すおそれもあるものもございませうので、金額につきましては、先ほど申しあげましたように繰越し率をもとに算出させていただいております。

○氷室雄一郎委員 例えば、商業高校の体育館の天井が何か——例えば、幾つかほかの施設もあると思うんですけれども、その授業とか学校行事等には全然支障がないわけですか。

○清原施設課長 例に挙げております熊本商業高校の体育館アリーナにつきましては、天井の改修工事ですけれども、これにつきましては、学校の行事、今から工事をしますと、

どうしても卒業式にかかってしまいますので、卒業式、入学式が終わってから着工せざるを得ない状況でございますので、繰り越さざるを得ないということでございます。

○氷室雄一郎委員 ここは、そう古くはない、新しいところだと思うんですけども、またこういう工事をせんといかぬ状況なんですか。どうなってるんですかね。

○清原施設課長 この熊本商業高校の体育館につきましては、非構造部材の耐震化ということで、天井がつり天井になっておりまして、これについては撤去して張り直すという工事が必要になったものでございます。

○氷室雄一郎委員 だから、こういう工事をするというのは、もうその期間というのはなかなか使えないんじゃないでしょうか。どうなんですか。

○清原施設課長 今委員の御指摘のように、工事期間中はもう体育館全体が使えませうので、大きな学校行事の時期を避けて工事をさせていただきますが、体育の授業等については、別の場所ですでにいただくこととなります。

○氷室雄一郎委員 じゃあ、もうその工事期間中なんかは、常時体育館というのは使えない状況なんですか。まず休みとかそういうところで工事をされると思うんですけれども、かなり支障があるんじゃないですか、ほかの施設に。

○清原施設課長 御指摘のように、体育館全面に足場を組んで工事をいたしますので、工事が休みの土日等であっても使用は不可能でございます。これについては、先ほど申しあげましたように、天井の落下防止対策として

どうしても工事する必要がございますので、学校としては不便な面もございますけれども、できるだけ早く工事をしたいと考えております。

○氷室雄一郎委員 ほかの施設の改修も当然入っとるわけでございますので、その辺はやっぱりしっかり考慮していただきたいと思っておりますので、なかなか十分な施設なり、また、授業とか学校全体の行事にかなり支障が出てこないように配慮いただければと思います。

○溝口幸治委員 県警本部長からの冒頭に、警察官の酒気帯び運転の件のお話がありました。まあ、さらなる職務倫理の徹底を図り、再発の防止に努めてまいりますというお話でしたが、まあ、それはしっかり取り組んでいただきたいと思いますが、数年前、県警もそうですけれども、教育委員会もあつたやに記憶しておりますが、そういう事故が、そういう酒気帯びとか飲酒運転があつたら、しばらくその署なり、部署なり、もう飲みにも行ってならぬみたいなものがあつたような記憶がありますが、今回はそのような対応はどうされるのか、教えていただきたいと思っております。

○吉長首席監察官 監察課でございます。

過去、確かに、職員の飲酒運転事案等がありまして、県警といたしましては、自粛を促したこともありました。ただ、今回は、選挙運動取り締まり期間中でもあり、かつまた、年末警戒等で職員が多忙をきわめている時期でもあります。これは、本部のほうから自粛を促さなくとも、職員個々は重々に認識していることだというふうに理解し、本部のほうからは、一切飲酒を控えろ、あるいは飲むな等の指示はしておりません。

以上でございます。

○溝口幸治委員 それを聞いて安心をいたしました。やっぱり、もちろん職務の倫理規定とかしっかり常々、教育委員会にしても、県警本部にしても、言ってもらうのは当然ですが、やっぱり自己責任というのがありますので、全く飲んでいかぬというのは、ちょっと行き過ぎかなと思います。

ちょうど選挙期間中でしたので、町の中でいろいろな声を聞くと、今、特に学校の先生とか公務員はなかなか飲みに出られないと。週末に集中をすると。週末に集中すると、店としても抱えるキャパが決まってくるので、なかなかアベノミクスの効果を感じにくいという話も確かにあるわけなんですね。だから、別に月曜から金曜まで飲みに出れという話じゃありませんが、やっぱり自己責任で自分の飲む量というのはそれぞれ違いますので、そこをきちっとやってほしいと。

というのが、今回、教育委員会にしても、県警本部にしても、給与改定があります。それで、やっぱり給与というのは、どんどん民間も上がっていく、それに合わせて公務員も上がっていく、それによってまた県民の奉仕のために頑張ろうという気持ちが出てくると思いますので、県民全体の所得を上げていくためには、まず率先して役所の方々もしっかり消費活動に御尽力をいただく、あわせて、飲酒運転は絶対しない、酒気帯び運転絶対しないということを模範として示していくことが大事だと思いますので、給与改定もありますので、引き続き、自己責任のもと、飲みにもしっかり行っていただいて、県経済に寄与していただきたいというふうに思っておりますので、これは要望にかえさせていただきます。

○小杉直委員 なら、関連していいですかね。

溝口委員のおっしゃった前向きの質問、発

言は全く賛成しますけれども、一方では、本部長が説明あった今回の飲酒運転は、新聞等で見れば、飲んだ後の運転というふうになっておりましたが、その実態はどうでしたかな。

○吉長首席監察官 監察課であります。

昨年、一昨年の事故は、残り酒の事故でありましたけれども、今回の事案につきましては、約4時間ほど飲酒をした後、駐車場に入れておりました車に乗り込みまして、その足で飲酒運転に及んだという事案でございます。

○小杉直委員 飲酒運転は犯罪であるというポスターまでつくって警察が取り締まりを強化しとるわけですが、今おっしゃったような内容なら言語道断ですたいね。それで、せっかく県警が一生懸命頑張って県民、県、あるいは県議会からの信頼も厚いのに、たった一人のそういう非常識な、不行き届きな行為があるということについては、全体の信頼を失うし、規律がどうなっているかというようなことも考えざるを得ないと思いますが、時々ありますけれども、再発防止についてはどう考えておられますか。

○吉長首席監察官 監察課であります。

おおよそほとんどの職員が、県民の皆様方の安全と信頼を確保するため、日夜懸命に努力している中でこのような職員が存在していたことは、まさに残念で悔しく思うところがあります。また、反面、これまで各種の非違事案に取り組んでまいりましたものの、職員一人一人の心にまで完全に浸透させることがいかに難しいかということも実感した次第であります。

今回の事案を見てみますと、警察が行っております各種教養が上滑りになっていたのではないかと思うところがありますし、また、

今回の職員は、警察改革等の荒波を実体験していない若手警察官であるということを踏まえますと、この者等に対する倫理、教養等のあり方を含め、さらなる工夫、強化が必要であると考えるところであります。

かかる反省に立ち、また、公安委員の先生方からも御指摘、御指導を受け、警察官としての自覚と責任、あるいは県民の方からの警察に対する信頼がどのようなものであるかということを職員一人一人に再認識させることが必要不可欠であるとの考え方から、学校、教養におきましては、私が学校に赴きまして非違事案防止の観点からの教養を充実したいと考えておりますし、また、各警察署におきましては、所属長が職員個々に対して面接を行い、職員の自覚、責任の再確認に努めてまいりたいというふうに考えております。

今度こそ今回の事案が発生いたしました11月23日を本県警察の飲酒運転ラストデーにすべく、全ての職員が心一つにして、県民の皆様方の信頼と期待を損なうことがないよう、再発防止に努めてまいりたいと決意を新たにしているところでございます。

○小杉直委員 私は、多くの警察官と知り合いますが、やっぱり真面目に一生懸命飲酒取り締まりをしておる警察官にとっては、自分の身内が飲んだ後に運転したという悪質な行為をしたということについては、非常に取り締まりがやりにくい、あるいは、運転者の方から、いろんな反発、クレーム、文句が出ると思いますよ。だから、そういう第一線で一生懸命に頑張っている人たちに対する裏切り行為ですが、もう1点私が思うのは、確かに、今、吉長首席がおっしゃったように、指導、教養の徹底は日ごろからされとると思いますが、どなたも、我々もそうですが、飲んだら気分が変わるわけですね。私は大酒飲みじゃありませんが、多少飲んでも気分が陽気になったり、いろいろありますが、現実路線

といたしますか、教養として、一遍、飲ませ方、飲み方、酒癖、飲んだときの指導、教養、飲みながら——その素面のときの教養ばかりじゃなくて、飲ませて、飲みながらの教養というのは案外効果のあるかもしれぬですが、どぎゃん思いなつてですかね。

○吉長首席監察官 監察課です。

心情把握の一つの方法といたしまして、警察官の場合、公私において飲む機会が多うございます。かかる場所において、今委員おっしゃっていましたように、個々の職員の酒癖等を把握しているところでありますし、把握した事案につきましては、その後の職員の心情把握等に生かしているところでもございます。

先ほど溝口先生のほうからも後押しがありましたように、今後は、積極的に飲み方の機会を捉えまして、今後とも職員の心情把握に努めますとともに、やはりともに飲酒した職員同士が自己責任の中で飲酒運転をともにさせないということに努めていくことが、また警察のきずなであり、人的関係をさらに強固にするものであるとも考えておりますので、委員御指摘のように、酒の機会も、反面、飲酒運転の防止という側面からも活用してまいりたいというふうを考えております。

○小杉直委員 もう要望にかえますが、ともかく血の通ったといたしますか、現実的な指導、教養のやり方といたしますか、そういうことをよく工夫していただいて、今決意的におっしゃいましたけれども、絶対飲酒運転が警察官から出ないように、しっかり取り組んでいただくことを要望しておきます。

以上です。

○平野みどり委員 関連でいいですか。

私も飲酒をしたら車——ほとんど私たちは公共交通がなかなか使えないので、車で移動

しますが、代行とセットで帰るわけですから、代行さんが、絶対飲んどつと思うような人たちも運転して帰んなはつてすもんねという話はよく聞く話です。

それで、飲酒してからは気分が高揚してしまつて冷静な判断ができないんだつたら、やっぱり飲酒する前に、例えば、2時間後に代行さんに来てもらうとか、もう深酒せずに2時間、3時間とか決めてしまうとか、要するに、冷静な判断ができるときに、車で来ているんだから代行を使うんだというようなことまで含めて何か対応できないかなと。

あと、若い人だから代行を使いなれてないという部分もあると思うので、県警のほうでは、どういった代行運転業者が、良質なですね、あるというのはよく適性はわかっておられると思うので、そういうところもしっかりと、こういうところがあるんだというようなところも教えていくとか、具体的にどういふふうに——そういった飲酒をして車を運転するなどということが起こらないようにするということですね。

いろんな知恵を出しながら、もう飲酒は自由時間なんだから自由なはずだと言いつつも、やっぱりもしも何かあったときの代償というのは、もう人生なくしてしまうようなぐらゐの大きいものなので、そこら辺を若い人たちにしっかりわかってもらうということでも、代行の利用の促進というようなことを具体的に指導されたらいかがかなというふうに思いました。

要望でいいです。

○増永慎一郎委員長 ほかにございませんか。

○吉長首席監察官 監察課であります。

今、平野先生のほうから代行運転の利用という形でお話がありました。確かに、代行運転は、飲酒運転を防止するという好適な側

面もございます。ただ、飲酒会合場所に車を持ち込みますと、平野先生がおっしゃったような落とし穴にも陥る、これは過去の事例が示しているところでありまして、県警といたしましては、原則として飲酒場所に車両を持ち込まないということで対応しております。したがって、必然的に代行運転の利用はできないという形になっております。

○平野みどり委員 原則そうでしょうけれども、どうしても車を日中のいろんな活動の中で持ち込んでしまう場合もゼロじゃないと思うので、まあ、そういったときの代行の利用というのはしっかりと教育していただけたらと思います。

○甲斐正法副委員長 済みません、先ほどのほほえみスクールライフのことにつきまして、栗原特別支援教育課長にちょっとお伺いですが、56名の方がいらっしゃるということですが、学校、いわゆる放課後の時間帯の取り扱いとしては、何か特別な配慮はされていらっしゃるのでしょうか。

○栗原特別支援教育課長 この対象のお子さんの放課後の様子については、ほとんどが学校が終わられたら御家庭にお帰りになりますので、私どもとしては、現実どういう状況かということは把握はしておりません。ほとんどの方が、大体御家庭に帰られて保護者の監護のもとで生活をされているという状況だと思います。

以上です。

○甲斐正法副委員長 いわゆる障害をお持ちの御家庭というのが、特にそういうことでは、母親が仕事をしたくてもやっぱり子供にかかる時間というのが、どうしてもそういうことで送り迎え等々をやらなければならないということで、そういう意味で、学童保育と

いうか、放課後預かり事業というのが一般校でも普及してきたと思うんですけども、障害をお持ちの御家庭というのは、一般的な子供さんじゃないので、特別な方なので、どこに放課後預かり事業をやるとかそういうのがないので、逆に言えば、もう子供さんに縛られて、そして地域に特別支援学校がないわけですから、特に重身の方とか。それで、必ずそういうことで送り迎えが当然必要になってくるということで、今後は、福祉との連携をとりながら、その問題というのはやっぱり残された課題として、子供さんが障害が重ければ重いほど母親はほとんど仕事ができないというイコールフットィングみたいなことになってくるので、非常に大きな問題で大変な問題だろうと思いますけれども、その辺も連携しながら解決していただければと思っております。

○増永慎一郎委員長 要望。

○甲斐正法副委員長 はい、これは要望です。

○松田三郎委員 資料7ページ、教育委員会です。

教育政策課長にちょっとお尋ねしますけれども、私のちょっと理解がこれは間違っていたのかもしれませんが、御説明がありましたように、2、内容の(2)の①教育委員長職の廃止に伴い、県議会委員会への執行機関の出席に係る規定を改正、これは、現行は、この委員長となっているのを教育長に変えると。これは法律に伴っての条例改正でしょうけれども、何か本来は委員長が出席すべきなのだけれども——現行条例ですね。何か読みかえ規定とか免除規定があつて出席なさらないということかなと、現行条例の理解ですけども、そうではないんですか。

○能登教育政策課長 現行の条例でございますと、第20条のほうに、委員会は、審査及び調査のために、知事、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、そのように各委員会の代表を列挙してございまして、その場合、説明のため出席を求めるときは、議長を経てしなければならないというふうになっておりまして、特に必要があると認めるときにこの要求をしていただくということになっているというふうに考えております。

○松田三郎委員 委員会の条例、この場で聞くのもあれですけども、今おっしゃったように、じゃあ、必要があるときにいうので、知事初め列挙されている、それを、委員長の職がなくなるから、そこに委員長のかわりに教育長という文言に変わるということですね。

○能登教育政策課長 はい、さようです。

○松田三郎委員 いいです。

○増永慎一郎委員長 ほかにございせんか。

なければ、これで質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第7号、第26号及び第42号について、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外3件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外3件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

た。

次に、議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

その他で何かありませんか。

○松田三郎委員 田村政策監に高校再編のことでちょっとお尋ねしたいと思います。

先般の一般質問におきましても、我が党の溝口委員からもいろいろ御質問がございまして、一部重複するかもしれませんが、2～3点お伺いしたいと思います。

まず、地域の説明会を経て、12月に定例の教育委員会が、会議の教育委員会があったと思いますが、そのときのやりとりと申しますか、どういった委員の方々の御発言なり——詳しくは必要ありませんけれども、そういうのをちょっと状況を教えていただければと思います。

○田村政策監 高校整備推進室でございませぬ。

12月2日の定例教育委員会におきまして、先般、11月に球磨地域で行いました説明会の状況について御説明させていただいた後に、委員の方から出た意見につきまして御説明させていただきます。

委員から出されました主な意見といたしましては、1、仮に高校がなくなったとしても、自分が住んでいる地域が好きだと言えるよう地域を盛り上げていく事業を準備する必要があるのではないかといった御意見ですとか、あるいは、球磨地域学や球磨農林学を新校の特色として、地域を盛り上げ、人材育成につなげていきたい、また、農業に関しては、現在県では、県南フードバレー構想とし

て第1次産業に力を入れているところであり、新校Bを農業高校に特化していく中で6次産業化を推進していきたいという御意見もございました。

また、地域の方々は、高校がなくなることで地域が疲弊することを不安に思われている、例えば、多良木町にある球磨支援学校を中心として新校との交流活動を進めることで、多良木町を盛り上げていくことも考えてよいのではないかと御意見もございました。

また、別の委員の方からは、新校を魅力あるものにしてほしいという要望が出されているので、今後教科などについてしっかり検討していく必要がある、また、校地の選定については、これまで丁寧に議論を行ってきており、多良木高校がずっと頑張ってきているので、本来ならば平成25年3月に素案を決めるところであったところを少し丁寧に見てみようということで、その決定を延ばした経緯がある、また、上球磨の3つの中学校全体で約16%しか多良木高校へ進学していないということも、重要な判断要素となったという御意見もございました。

また、以前は農業が敬遠されていた時期もありましたが、現在は農業ブームの一面もある、私たちが判断する際は、長期的かつ冷静に今後の地域をどのようにするかということを中心に考えていかなければならない、また、子供たちにとって何が一番よい教育なのか耳を傾けながら検討していく必要がある、といったところが主な御意見として上がったところでございます。

○松田三郎委員 いろいろな御意見も、教育委員会委員の方、それぞれあったんだと思います。多良木高校の関係者の方の中にも、ざっくり言いまして、白紙撤回というのを求められる方から、あるいは、場合、状況によってはその後のことをいろいろ考えるべきじゃ

ないだろうか、いろいろ幅広く御意見があるんだと思います。

共通しているのは、今の教育委員さんの御発言にもありましたように、多良木高校が、例えば3校を2校に、対象になってから、ほかの学校もそうでしょうけれども、いろいろ努力をなさって地域を挙げて頑張ってきたら一定の成果も上げたというような自負がある中で、全然その自分たちの頑張りの成果が素案に反映していないじゃないか、頑張ったところをとというような話を、事前にですね、そういうニュアンスもあったのに、それを目標に頑張ったけれども、実際の素案には反映されていないではないかというような不満なり、疑問もあられる。もちろん、足して2で割るような形の案でもないでしょうから、一定の議論の過程では重視をしていただいたんだと思っております。

それともう一点が、これまた御発言にありましたように、3校を2校にとというのは、時代の流れもあって一定の理解は示すけれども、じゃあ、何でその校地A、今の素案で言う校地Aというのが、球磨商業ではなくて多良木高校では何でいけないんだろうか、その校地Aの決定、ちょっとお触れになりましたけれども、そういったプロセスなり、決定の理由というのが、なかなか説明会で説明を聞いてもよくわからないというような批判なり、疑問もあられるようでございます。

そこで、ある意味では、この前のが第1弾だと思いますが、今後また何度となくといたしますか、説明会を開かれるんだと思います。そのときに同じような資料で同じような説明をしても、何回聞いてもその疑問は解消しないでしょうから、今後説明会をなさる予定がある場合に、資料は同じでもいいと思えますけれども、説明のしぐあい、説明の仕方というものをよりわかりやすく何か工夫する必要もあるんじゃないかと思っておりますので、今言いました校地Aを素案で言うところの球磨商

業に決定をしたというような大きな理由、これを説明していただきたいというのが1点と、何か今後の説明会に臨むに当たってその工夫を考えているというのがあれば、あわせて2点お答えいただければと思います。

○田村政策監 高校整備推進室でございます。

松田委員のほうから今御指摘ございましたけれども、説明会の会場におきましても、新校Aをどうして多良木にはできないのかという御意見が、わかりにくいという御意見は多くいただいております。

実は、本日から、また、多良木を初めまして上球磨の3町村に、小中学校の保護者の方々を集めての説明会を開催する予定しております。その際にも、新校Aになぜ決めたのかということが、その決定の経緯がわかるような説明を行っていきたいと思いますが、まず、その新校Aが何で多良木ではなくて球磨商業高校になったかということにつきまして、再度御説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、平成19年10月の基本計画におきまして、多良木高校、球磨商業高校及び南稜高校の3校につきましては、入学者数の動き、通学の実態、歴史、伝統、施設整備の規模などを総合的に考えて、どのような形での再編、統合がよいのか、中期以降の実施計画で検討するということを決定しております。

それで、その後、教育委員会といたしましても、この基本計画に基づきまして、まず、通学の実態についてでございますけれども、これは、球磨地域内の各県立高校におけます通学の状況について把握をしております。平成24年度から平成26年度の現状といたしまして、球磨地域内の95%以上の生徒さんが1時間以内で通学している状況でございます。その通学手段としては、ほぼ半数の生徒が自転車通学でございますが、くま川鉄道という公共交通機関でございますので、3人に

1人がその列車を利用して通学しているという状況がございまして、地域内の子供さんは、それぞれの進路希望等に応じまして、自分が通いたい高校に通学している状況にあるものと理解をしておるところでございます。

また、歴史、伝統につきましても、ここは再編対象の3校ともに——多良木高校につきましては、平成24年には創立90周年を迎えるなど、卒業生を1万8,000人輩出しております。また、球磨商業高校におきましても、昭和47年の設置後、平成23年には創立40周年を迎え、卒業生は9,000人を超えております。南稜高校に至りましては、明治36年に開校いたしましたしまして、平成24年に110周年を迎え、卒業生は2万人を輩出するなど、それぞれの学校が地域に根差して、地域の自治体あたりの協力も得ながら、それぞれの特色ある活動を行ってきたことで、このような実績をこれまで刻んでこられたものだと考えておるところでございます。

また、施設整備の状況につきましても、球磨地域の5校の中でも、南稜高校につきましては47万3,000平米ということで、これはもう農業施設を有しておりますので、ぬきんでて広大な面積を有しておりますが、多良木高校も校地面積6万5,628、球磨商業高校におきましても校地面積は6万5,641、そして、それぞれの学校の特色に応じて、実習棟ですとかあるいは運動場、それぞれ立派な施設を有しておるものと我々は考えております。

特に、今回新設高校の校地として予定しております球磨商業高校についてでございますけれども、県内で体育コースを有します他の県立高校と比べましても十分な施設を有しておると考えておりました、今後の教育活動を行う上で支障がないものと考えております。多良木高校におきましても、現在の体育施設は実に立派なものがあるということは我々も考えておるところでございます。

このように、入学の実態ですとか、あるい

は施設整備、歴史、伝統というふうなことを踏まえた上におきまして、最終的に我々が校地をどこにするかということを決定する要因といたしまして、先ほどの話にもありました、基本計画にありましたけれども、基本計画におきまして、3校を2校にという方針を決定しております。実際、球磨地域におきます中学校の卒業生を見ますと、平成元年1,800人ほどいらっしゃいました生徒さんが、平成25年の3月では947人ということで、もう半減しておるところでございます。これはもう3校を維持していくということは、なかなかこれはもう難しい状況がございます。

そういう中で、先ほどから御説明しました通学の状況、施設整備、それと歴史、伝統、そういったものも踏まえまして、最終的に我々が重視してきたところといたしますのが、入学者数というところを踏まえて判断をしてきたところでございます。

一方で、地域の教育のバランス面も考える必要もあるのではないかとというふうな御意見もございます。現在、ここにつきましても、球磨地域の各中学校からは、球磨管内の県立高校のいずれにも進学している状況がございます。例えばでございますけれども、平成26年4月の多良木中学校の卒業生101人いらっしゃいます。このうち、多良木高校に20人、人吉高校に27人、球磨商業高校に4人、球磨工業高校に17人、南稜高校に26人という進学状況になっております。湯前中学校に至りましても、卒業生41人に対しまして、人吉高校が10人、多良木高校が5人、球磨商業が3人、球磨工業が2人、南稜が10人。水上中学校21人の卒業生に対しまして、人吉高校が8人、多良木高校が2人、球磨商業高校がお1人、球磨工業もお1人、南稜が6人ということで、それぞれの子供さんの目的等に応じまして、学校を選んで進学しておられる状況等もございます。

こういった中で、上球磨のほうに高校を残

すという必然性を我々としても地域の要望としては受けてはおるところではございますけれども、その必然性はなかなか考えにくいということで御説明をさせていただいているところでございます。

今後の説明会におきましては、今申し上げましたようなことにつきましては、口頭で御説明するような場面が多うございましたので、きょうの説明会からにおきましては、今私が説明しましたようなことをパワーポイントあたりを使いまして、皆さん方にわかりやすいような形での説明を工夫するなどいたしまして、この判断の経緯について、再度御理解を求めるべく御説明をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○松田三郎委員 最後に、ちょっと繰り返しになりますが、きょうからまた説明会をなさると。我々の机にも、2通のうち、多良木町議会から前川議長宛てに要望書も出ているようでございます。

もともと、ある意味じゃ、地元の意見も聞かずに唐突に、一方的にこの素案を発表してというような思いの方も多くいらっしゃるようでございますので、ぜひ、特に丁寧にわかりやすくというのはもちろんでございますが、やっぱり真摯な態度で、結果的には全ての方が御納得いただくという状況は難しいかもしれませんが、できるだけ多くの方、最後のお一人まで御理解をいただけるというような真摯な態度は必要だと思いますので、その点について、改めて私からお願いしておきたいと思います。

以上です。

○増永慎一郎委員長 ほかにございませんか。

○溝口幸治委員 きょうから説明会に入られるということで、今説明をいただいた内

容をよりわかりやすく説明されるということですので、ぜひそれを心がけていただきたいと思います。

特に、幾つか観点があるようですので、今説明聞くと。このきょう参考資料として出されている多良木町議会から出されている要望書を見ると、いわゆる「通学の実態、歴史・伝統、施設整備の規模等をみながら決定する」との方針でしたが、今回の素案では、十分な説明もなく、入学者数のみで判断をした、そのこと以外説明を受けていないというようなことが書いてあります。それから、地域教育のバランスの面、今お答えになったようにありましたので、やっぱりそのあたりをきちっと、これは町議会の要望書ですから、こういうものをもう一回読み込んでいただいて、きちっと対応いただきたいというふうに思います。

それから、きょう上球磨の3校にということですが、当然、上球磨だけではなくて、ほかに要望があれば、中球磨、下球磨でも実施をしていただきたいというふうに思います。ぜひともそのあたりも、ぱっと切り上げるんじゃないくて、しっかり耳を傾けて、何度も何度も説明をするというのが大事だと思いますので、しっかりやっていただきたいと思います。

それと、参考までに申し上げておきますが、くま川鉄道のお話が出てきましたけれども、これは、要は、JRさんが手放して第三セクターで移譲したんですが、その最大の目的は生徒たちの足を確保するというので、各市町村が、そして住民の方々が私財を投じて基金をつくって運営をしてきているんですね。これは、毎年毎年生徒数が減っているの、今赤字なんです。毎年何千万という赤字を出しながら、それでも生徒の足を確保するというのでやってきました。やっぱり多良木の人たちとか心配されるのは、もうこれでくま川鉄道がまた厳しくなるんじゃないか、

くま川鉄道がもう通らなくなる、すると、ますます上球磨地域が寂れていくというような、そういう心配をされる方もたくさんいらっしゃいます。

ですから、先ほどの入学者数とか今後の見通しというものをしっかり説明されるとともに、私が本会議で言いました、知事部局ともしっかり連携をして、やっぱりさまざまな意見が説明会では出てきますので、地域振興にもしっかり取り組んでいくということ、準備をやっておいていただきたいというふうに思います。もう私からは要望です。

○平野みどり委員 お二方の御意見はもうもっともですけれども、そもそも、この要望書などを見る中で、最初からもう決め打ちされているとか、計画策定に至るまでの手法とか地域の意見をその計画に反映させようとかいう姿勢が見られないというのが、非常に感情的なものも含めて地域にはおありだろうと思うんですね、唐突感は否めないというような状況で。

ですから、説明に来ましたというのじゃ、やっぱりなかなか受け入れられない部分もあると思うので、溝口委員もおっしゃっていたような、県の執行部とのいろんな地域振興への対応とかということもそうですけれども、私としては、やっぱり学級数にはこだわらずに小規模でも残しておいたほうが良いとは思いますが、教育委員会としては適正規模というふうな立場をもう崩されないの、このまま行ってしまうのかなというふうに思うわけですが、くれぐれもやっぱり上から目線の説明会ではなくて、本当にいろんな感情的な言葉を投げかけられることもあると思いますけれども、そもそもの唐突感ということを抱かせたことに対しては、真摯に謝罪というか、十分でなかった部分も含めて言われないと、なかなかもつれた糸がほぐれないかなとも思いますので、お二方の御意見も含めて

しっかりと対応していただきたいと思いません。

○増永慎一郎委員長 要望でいいですか。

○平野みどり委員 はい。

○小杉直委員 せっかくの機会ですから、今度は、さっきの切り口と違うわけですが、黒川部長、先般の委員会で、知事たちが上京して各省庁に陳情に行く機会を捉えて、警察官の増員についても、県警が、あるいは関係機関と一緒にそういう動きをすべきではないですかと質問したのですが、それはどういうふうになりましたかな。

○黒川警務部長 前回の委員会で、委員から、御指摘、御指導をいただきまして、その後、急遽日程調整をいたしました。結論から申し上げますと、去る11月19日に、村田副知事、また重村副議長などとともに私も、警察庁、そして総務省に、増員に関する要望に行きまわりました。警察庁におきましては坂口官房長、総務省では大石事務次官にそれぞれ御対応をいただき、副知事などから、熊本県警察の負担人口、あるいは治安情勢などの現状、増員の必要性など、熱心に説明をしていただきました。これに対しまして、警察庁及び総務省とも、熊本県の治安情勢等について十分な理解を示していただき、増員の確約こそはありませんでした。私個人としても、好感触を得たというふうに思っております。

まあ、来年度1,000人程度の増員、全国でということ、そのうち、熊本県警に具体的に何人人数が配分されるか、これにつきましては、まあ、年明けごろには明らかになると思っております。その結果が何人になるか、これはわかりませんが、どのような増員であったにせよ、現在いる我々の熊本県警察の

職員とあわせて、来年以降の増員分も含めて県警の職員が一体となりまして、引き続き、県民の安全、安心の確保に努めていきたいというふうに考えております。

○小杉直委員 そういう動きをされたということで、効果はどうあれ、感想もよかったです。今の答弁ですので、安心したわけですが、引き続き、いろんな機会があったときには、遠慮なくひとつ、知事部局とか議会とも話しながら、そういう取り組みをしてもらいたいと思いますので。

警備部長、1点お尋ねですが、やっときの選挙が終わりまして、茂木選挙委員長、それから竹下復興大臣、さらには安倍総理大臣というふうな警護対象者がお見えになったり、あるいは、警護対象じゃないでしょうけれども、小泉進次郎さんとか、その他の前大臣等々がお見えになりましたが、警護、警備で大変御苦労をされたと思いますが、何か異様なこととか特異なことはなかったですか。

○潮崎警備部長 警備部からお答えします。

結論から申し上げますと、非常に自民党県連のほうにも御配慮いただきまして、全くトラブル等もなく、私たちも、まあ、終わって安心したところであります。

○小杉直委員 私は——木原さんの選挙にそういう方々が来たわけですね、応援に。木原さんの選挙責任者の一人でしたが、それは横に置いて、教育警察の委員の一人として、やっぱりそういう身辺警護とか雑踏警備にしっかりと取り組んで事故のないような形で無事に終わられたということに対して、県警に対する感謝とお礼を申し上げますし、また、各署にも関連したところがあると思っておりますので、こういう委員のほうから、私の名前は出さぬでいいですから、委員のほうから、そういう

ふうな慰労と感謝があったということをお伝えしていただきますようによろしくお願いしておきます。

以上です。

○増永慎一郎委員長 ほかにございませんか。

○甲斐正法副委員長 今選挙の話が出ました。衆議院選挙も終わりました、これから地方創生ということで本格的に始まるんだろーと思えますが、教育庁にお伺いしますけれども、いわゆる文化財を活用した動きということで、振興局等々がフットパスで非常に効果が上がっているところがございますが、球磨のほうも文化財を活用してということで、いわゆる地方創生には、そういう眠っている資源とかいうことがこれから話題になってくるんじゃないかなと思っておりますが、基本的に文化財というのは保護が中心なんですけれども、今後は活用ということになってくると思います。ケース・バイ・ケースで保護なのか活用なのかというのは出てくるかもしれませんが、基本的な考え方としてはどのようにお考えでしょうか。

○手島文化課長 文化課でございます。

委員御指摘のとおり、文化財については保存と活用と、これはあくまでも両輪になってくる考え方になるかと思えます。今までともすると文化財の場合については保存が優先されておまして、なかなか活用というところにはいかなかった、そういった部分がございます。

ただ、委員御指摘のとおり、今後は、活用といった部分を見据えながら、文化財、やはり本物が残っていけないとやはりそういった活用もできませんので、もちろん保存も大切でございますけれども、活用を見据えながら保存をやっていくというふうな姿勢で考えて

おります。

○甲斐正法副委員長 それは、市町村の教育委員会等々にもそういう基本的な考え方でいくんだということは流されますか。

○手島文化課長 はい、そのような形で今からは——これは、文化庁自体も今保存、活用ということで活用の部分も非常に強調しておられますので、そういった姿勢でまいりたいと思っております。

○甲斐正法副委員長 よろしく願いいたします。

○手島文化課長 わかりました。

○増永慎一郎委員長 ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、陳情書等が3件提出されておられますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

次回の委員会については、年が明けまして、1月27日火曜日午後1時30分から予定をしております。正式には、後日文書で通知いたします。

それでは、これをもちまして第7回教育警察常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午前11時15分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

教育警察常任委員会委員長